大阪府立精神医療センター再編整備事業に係る実施方針に対する質問回答を 別添のとおり公表する。

平成20年9月11日

地方独立行政法人 大阪府立病院機構 理 事 長 髙 杉 豊

	【資料1】	天心			x) 9 4箇所					
No	資料名	頁			項			タイトル	質問	回答
1	実施方針	3	第1	1	(6)	ア	(7)		解体撤去業務が施設整備業務に含まれておりますが: ① 対象施設にはアスベスト、PCB等の有害物質は存在しているのでしょうか?② また病院機構又は大阪府にてこれらの存在状況は調査済みでしょうか? ③その場合、要求水準書と共に調査結果を公表して	①アスベスト、PCB等の有害物質は存在しております。 ②アスベスト吹き付け材及びPCBを含むシーリング材共、一部調査を実施しております。 ③調査結果につきましては、後日公表す
2	実施方針	3	第1	1	(6)	ア	(7)	解体撤去業務	頂けるでしょうか?  解体撤去業務そのものには、民間の創意工夫でVFMを向上する余地が希薄です。また有害物質等は実際に解体する際に新たに露呈するリスクをコストに移転せざるを無く、病院機構にとってVFM向上の足かせになると同時に、応募者にとってコスト面の問題になります。本件から解体撤去業務を除外して戴けないでしょうか?	る業務要求水準書(案)に示す予定です。 ご意見として承りますが、解体業務は除外いたしません。
3	実施方針	4	第1	1	(6)	7		維持管理・医療関連サービス業務等	等が総合評価入札として平成23年10月31日まで業務が実施されますが、今回の事業に含ま	
4	実施方針	4	第1	1	(6)	7	(7)	維持管理業務	SPC以外の病院機構ならびに大阪府が、事業期間中における修繕業務一切を行わないという理解で宜しいでしょうか?	SPCが実施する維持管理・医療関連サービス業務等の対象施設は、「建設用地」に存する一切の建築物、外構施設等(本事業において整備した以外のものを含むものとする。ただし、解体撤去する既存施設や先行撤去する既存施設の代替機能を確保するため建設した、仮設売店棟以外の仮病棟等は除く。)を予定しております。よって、SPCが維持管理業務を行わない施設については病院機構が維持管理を行います。なお、仮設売店棟については、使用貸借契約書によりによりSPCが維持管理を行います。する。
5	実施方針	4	第1	4	(6)	1	(7)	維持管理業務	仮病棟等の維持管理は病院機構が実施するとありますが、仮設売店も病院機構が実施されるという理解で宜しいでしょうか?	仮設売店棟の維持管理業務はSPCに実施していただきます。詳細は業務要求水準書(案)で示す予定です。実施方針を修正します。正誤表No.1を参照してください。
6	実施方針	4	第1	1	(6)	1	(ፖ)	維持管理業務	警備業務に駐車場管理は含まれないと考え てよろしいでしょうか。	警備業務には駐車場管理を含みます。詳細は、後日公表する業務要求水準(案)に示す予定です。
7	実施方針	4	第1	5	(6)	1	(ウ)	利便サービス提 供業務	〈提案〉とあるのは、患者の私物洗濯業務及び喫茶運営業務のみを指すのでしょうか?	提案を求めるのは、喫茶運営業務のみです。
8	実施方針	4	第1	1	(6)	1	(ウ)	その他業務	事業者が行う電話交換業務の業務時間につ いて時間指定はありますか。	電話交換業務は24時間365日実施していただくことを想定しています。詳細は、後日公表する業務要求水準書(案)に示す予定です。
9	実施方針	4	第1	1	(6)	1	(ウ)	その他業務	喫茶運営業務〈提案〉とありますが、設置の 有無は事業者の提案によるものでしょうか。	質問回答No.7を参照してください。なお、 当該業務の実施は義務ではありませんが、 患者及び病院利用者の利便性の観点から、病院機構として設置を希望するもので す。
10	実施方針	4	第1	1	(7)			事業期間	平成22年2月の事業契約の締結から平成24年12月1日の新病院施設の引渡しまでの期間中に、事業者が行う維持管理・医療関連サービス業務の業務内容及び業務実施期間をお教え下さい。また、その業務における費用は今回の入札に含みますか。	実施方針4頁、第1の1(7)に示すとおり、売店運営業務(仮設売店棟の維持管理業務を含む。)の開始は平成23年1月1日を、維持管理業務(仮設売店棟を除く。)の開始は平成24年12月1日を、医療関連サービス業務及びその他業務(売店運営業務を除く。)の開始は平成25年3月1日を予定しています。また、医療関連サービス業務及びその他業務には、開院準備期間における必要な準備作業等の業務を含みます。 仮設売店棟の維持管理業務及び開院準備期間における準備作業等に係る費用は入札に含む予定です。 詳細は、後日公表する業務要求水準書(案)等に示す予定です。
11	実施方針	4	第1	1	(7)			事業期間	事業契約の締結日は、府議会の議会承認の 日となるのでしょうか?	事業契約の締結に際し、大阪府府議会の 承認は不要です。
12	実施方針	4	第1	1	(7)				平成23年1月1日に売店運営業務の開始とありますが、これは仮設売店における運営を意味されているのでしょうか?	お示しのとおりです。

		大心			x) 9 4箇月		n]*	Nの回答 I		
No	資料名	頁			項			タイトル	質問	回答
13	実施方針	5	第1	1	(9)			事業期間終了時 の措置	「良好な状態」とありますが、この意味は経年 劣化、或いは当初に整備されていない設備等 の新規性能要望などを含まない状態で、施設 の利用に支障の無い状態という理解で宜しい でしょうか?	詳細は、後日公表する業務要求水準書 (案)に示す予定です。
14	実施方針	6	第2	2				落札者決定の手順及びスケジュール(予定)	現状把握及び提案の質の向上のため、入札前に病院関係者(事務局・医務局・看護部等) にヒアリング又は意見交換会等の機会を設けて頂きたいのですが可能でしょうか。	入札前の病院職員等へのヒアリングの機会については、設ける予定はありません。
15	実施方針	6	第2	3				入札参加者など の構成	代表企業そのものが担う業務について制限 はありませんが、記載のように当該グループ を統括しうる能力を有し、出資の規定を網羅す れば、評価選定基準等の評価対象として代表 企業の担当業務そのものが評価されることは ないとの理解で宜しいでしょうか?	うな役割を果たすのかなどについては、事
16	実施方針	10	第2	3	(3)	ゥ	( <b>7</b> )	建設業務を行う者	建設業務を行う者の項目だけに、「なお、建設企業が代表企業となる場合・・・・」の記載がありますが、病院機構または大阪府において、特別な意図、希望或いは理由があっての記載でしょうか?	「なお、建設企業が代表企業となる場、当該代表企業は、aからfまでの要件を全て満たすこと。」は削除いたします。正誤表No.2を参照してください。
17	実施方針	14	第1	4	(1)			審査に関する基 本的な考え方	審査委員の公表はいつ行われるのでしょうか?	業務要求水準書(案)公表と同時期に、落 札者決定基準(案)も公表する予定であり、 その際に選定委員についてもお示ししま す。
18	実施方針	14	第1	6	(1)			契約に関する基 本的な考え方	仮契約締結に関する記載がありませんが、 基本協定締結後は仮契約無しに事業契約締 結となるとの理解で宜しいでしょうか?	お示しのとおりです。
19	実施方針	15	第2	6	(2)			SPCの設立	「参加企業又は代表企業及び構成員は当該 SPCに出資するものとする」とありますが、協 力企業が出資することは可能でしょうか。	協力企業としての出資は、他の入札参加 者等として、事業への参加を予定しない者 であれば可能です。
20	実施方針	18	第4	3	(2)	イ		整備計画	既存病院では医療観察病床が5床設置されていますが、現在どの病棟に設置されていますか。また、今回整備される医療観察病棟(33床)は改修による整備又は新築で整備するのかは事業者による提案によるのでしょうか。	既存病床では第1病棟の2階に設置されています。 今回整備する医療観察病棟(33床)は、別添資料5に示す位置に、本事業にて新築する計画としています。
21	実施方針	20	第8	2				現地見学会の開 催	現地見学会を2回開催されるご予定ですが、この2回は解体撤去対象の既存建屋の調査を目的とした見学会も含まれているのでしょうか? また、その際隠蔽部分についても一部調査することは可能でしょうか?	現地見学会は、現病院施設の現況を見ていただく予定としています。隠蔽部分については業務要求水準書(案)で提示する既存建築物図面を参照してください。なお、第2回現地見学会では、調査したい箇所を事前に伺い、対応可能かどうかを検討させていただく予定です。
	実施方針 別紙3	24						遵守すべき関係 法令等	当該法令等の中に、平成20年7月24日付け 大阪府総務部契約局発表の「工事請負契約 における単品スライド状況の運用について」ならびに「単品スライド条項の運用基準につい て」、および同局ホームページに掲載されている「建設工事請負契約書(H20.4改正)」も含まれるとの理解で宜しいでしょうか?	後日公表する事業契約書(案)等に示す予 定です。
	実施方針 別添資料1							想定されるリスク 分担(案)全般	病院機構側が負担される各リスクにおいて、 コスト増額につながるケースが発生した場合、 貴機構は新たな予算措置を持って対応される のでしょうか?	お示しのとおりです。
	実施方針 別添資料1							選定段階 >契約リスク	「または契約手続きに時間を要する場合」と ありますが、時間を要することで病院機構に発 生する損害にはどのようなものが有るのかご 明示下さい。	例えば、工事着工が遅れたことにより、開 院時期が遅れる場合などが想定されます。
	実施方針 別添資料1								本事業に直接関連するものとありますが、 「本事業のみ」と同義では無いとの理解で宜しいでしょうか?	本事業に直接関連するものとして、大阪府立精神医療センター再編整備事業に関する法制度の変更、新設のほか、例えば、病院の設置基準、管理基準を定める法令変更により、設計、建設、維持管理、運営等の中断・遅延・変更等によって、必要となる費用等が増額するような場合も含まれます。

	【資料1】実施方針に対する質問への回答											
No	資料名	頁	<u>該当箇</u> 」 項		タイトル	質問	回答					
26	実施方針 別添資料1				全段階共通 >制度関連リスク >税制度リスク	当該リスクが、建設リスクの項目として掲載されていますが、建設段階のみならず、リスク分担が効力をもつ起点は事業契約締結後であり、設計・建設・移転段階におけるリスク項目であるとの理解で宜しいでしょうか?	税制度リスクについては、全段階共通のリスク項目としています。					
27	実施方針 別添資料1				全段階共通 >社会リスク >住民等対応リ スク	事業者に善管注意義務上の過失がなく、誠意を持って住民等にあたった場合でも、不当な理由で住民等の反対運動がある場合、不可抗力規定にあたるという理解で宜しいでしょうか?	基本的には提案内容に起因する反対運動等はすべて、事業者の負担となります。ただし、住民等の反対運動等が不当な理由であり、事業者が誠心誠意の対応をしており、事業者の負担が過度であると病院機構が認める場合は、不可抗力規定を適する場合があります。					
28	実施方針 別添資料1				設計・建設・移転 段階 >建設リスク >施設損傷リスク	「保険でカバーできる範囲内のもの」とは、 「事業者が提案した保険でカバーできる範囲 内のもの」という意味であると理解して宜しい でしょうか?	「保険でカバーできる範囲内のもの」の保 険とは、事業者が提案した保険、事業契約 書に定める保険及び、事業者が本事業遂 行の為に任意で契約した保険によりカバー される範囲を指します。					
29	実施方針 別添資料1				設計・建設・移転 段階 >建設リスク >物価変動リスク	当該リスクが、建設リスクの項目として掲載されていますが、建設段階のみならず、リスク分担が効力をもつ起点は事業契約締結後であり、設計・建設・移転段階におけるリスク項目であるとの理解で宜しいでしょうか?	後日公表する事業契約書(案)に示す予 定です。					
30	実施方針 別添資料1				>物価変動リスク	リスク分担上、設計・建設・移転段階における物価変動リスクにて病院機構、SPC双方が負担することになっていますが、物価変動が起きた際に貴機構とSPCにおいて契約金額の変更について協議を行うとの理解で宜しいでしょうか。この場合において貴機構が負われるリスクの範囲とは、平成20年7月24日付け大阪府総務部契約局発表の「工事請負契約におけ「単品スライド朱項の運用について」ならびに「単品スライド条項の運用基準について」、および同局ホームページに掲載されている「建設工事請負契約書(H20.4改正)」に基づいて負われるとの理解で宜しいでしょうか?	後日公表する事業契約書(案)に示す予定です。					
31	実施方針 別添資料1				設計・建設・移転 段階 >建設リスク >物価変動リスク	物価変動が起きた場合に契約金額の変更 協議を行う際に、貴機構にて物価指数等に関 し何らかの指標などを想定されているようでし たらご明示いただけないでしょうか。	後日公表する事業契約書(案)に示す予 定です。					
32	実施方針 別添資料1				維持管理・運営段 階リスク >物価変動リスク	①設計・建設・移転段階における物価変動の対象業務は建設工事費以外の業務(設計業務、工事監理業務、調査・対策業務等)も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。 ②大阪府でも建設工事請負契約書(H20.4改正)において全体スライド及び、単品スライドの適用を行なわれていますが、その場合、上記①のそれぞれを切り離し各金額が一定の率(ex15/1000、10/1000)を超えた場合に各々の業務について協議できるとの理解で宜しいでしょうか。それとも各業務を含めた物価指数等があるのでしょうか。 ③各業務を切り離す場合、協議を行う上で基準を明確にする為にも事業契約書に各業務の金額が分かるような様式としていただけないでしょうか。	後日公表する事業契約書(案)に示す予 定です。					

			こ対する質問へ 3当箇所		65 BB	同饮	
No	資料名	頁	項	タイトル	質問	回答	
33	実施方針1			階リスク	大阪府契約局が示す建設工事成20年7月24日付けの同局発表の単温を協議する場合を表す項及び不存条項に進、本件の建設工事は以下の特別を表すといっては、大大では、大大では、大大では、大大のに、大大のに、大大のに、大大のに、大大のに、大大のに、大大のに、大大の	後日公表する事業契約書(案)に示す予定です。	
34	実施方針 添付資料1			階リスク >物価変動リスク	大阪府にて発表している建設工事請負契約書(H20.4改正)第25条に準じて全体スライドを規定する場合においても設計業務期間、建設工事期間のそれぞれにおいて、設計変更による金額並びに数量の精算を行った上で、スライド額算定を行うとの理解でよろしいでしょうか。		
35	別添資料1			階リスク >維持管理・医療 関連サービスリス ク	維持管理・運営段階 維持管理・医療関連 サービスリスク 医療関連サービス費用リスク において、「患者数等の変動に伴う費用の増 減に関するもの」SPC一部負担とありますが、 当該リスクを管理することは難しく、病院機構 負担と考えますがどのようにお考えでしょう か。	食事提供業務費用の対価は、原則として 提供した給食数に基づき支払います。ただ し、上限及び下限を設けており、さらに、患 者数の著しい変動があった場合には、協議 の場を設けることとしています。 詳細は、後日公表する事業契約書(案)に 示す予定です。	

### 【資料2】実施方針に対する意見への回答

	【貝付2】大肥力到15内する忘光、20回日											
No	資料名	頁	<u> </u>	タイトル	意見	回答						
1	実施方針	5 第2		決定に関する事項	昨今、洞爺湖サミットや福田ビジョンなど環境問題が重視されており、8月に公表された内閣府のPFI改革案でも、施設運営に関わる光熱費を発注額に含めることにより、光熱費を発注額に含めることにより、光熱高い機器の導入が進むことが期待されております。このような情勢下においては、福田ビジョン等でも推奨されている環境性にすぐれたヒートポンプ機器などの革新的技術を含んだ提案を可能とすることはもちろんのこと、定性点の評価にあたっても、環境に関する評価点においては、革新的技術が採用されやすくするため、CO2やNOx等の削減面で劣っている提案と比べて差がでるような基準の設定とするなような要求水準、落札者決定基準にしていただきたいと考えます。	(案)に示す予定です。						
2	実施方針 添付資料1			階リスク	物価上昇リスクの分担方法、協議方法を検討、策定するにあたり、事前に応札検討者等の民間事業者との意見交換の機会を設けていただけないでしょうか。	ご意見として承ります。						

平成20年8月8日に公表した実施方針に関し、次のとおり訂正します。

No.	資料名	該当箇所						誤	正
NO.	10. 具料石		頁項						Ш.
1	実施方針	4	第1	1	(6)	イ	(7)	維持管理業務(仮病棟等に係る維持管理は、	維持管理業務(仮病棟等に係る維持管理は、
								病院機構が実施する。)	仮設売店棟を除き、病院機構が実施する。)
2	実施方針	10	第2	3	(3)	ウ	(7)	建設業法別表第一の上欄に掲げる建設工事	建設業法別表第一の上欄に掲げる建設工事
								の種類のうち建築一式工事(以下「建築一式	の種類のうち建築一式工事(以下「建築一式工
								工事」という。)を担当する建設企業は、次の a	事」という。)を担当する建設企業は、次の a か
								からfまでの要件を満たしていること。ただし、	らfまでの要件を満たしていること。ただし、c、d
								c、d及びeについては、複数の建設企業が共	及び e については、複数の建設企業が共同で
								同で建築一式工事を行う場合にあっては、そ	建築一式工事を行う場合にあっては、そのうち
								のうちの少なくとも一者が満たしていること。 <u>な</u>	の少なくとも一者が満たしていること。
								お、建設企業が代表企業となる場合、当該代	
								表企業は、aからfまでの要件を全て満たすこ	
								<u>と。</u>	